

新たな京都府漁業調整規則に 基づく漁業許可

京都府漁業調整規則の改正

- ・70年ぶりに漁業法が大幅改正。令和2年12月1日に施行
- ・改正内容は、新たな資源管理制度の導入、漁業許可制度の見直し、漁業権制度の見直し、密漁対策の罰則強化など
- ・漁業法改正をふまえて、京都府漁業調整規則の改正作業を実施し、令和2年11月18日に新たな京都府漁業調整規則を公布
- ・改正漁業法と同日に府規則も施行され、新たな漁業許可制度の運用を開始

主な改正内容① 海面と内水面の規則を統合

京都府漁業調整規則

(昭和40年京都府規則第32号)

- 第1章 総則
- 第2章 漁業の許可
- 第3章 水産資源の保護培養
及び漁業の取締り等
- 第4章 罰則

京都府内水面漁業調整規則

(昭和40年京都府規則第33号)

- 第1章 総則
- 第2章 水産動植物の採捕の許可
- 第3章 水産資源の保護培養
及び漁業取締り等
- 第4章 罰則

京都府漁業調整規則

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 総則 | 第1条－第3条 |
| 第2章 漁業の許可 | 第4条－第31条 |
| 第3章 水産資源の保護培養 及び漁業調整
に関するその他の措置 | 第32条－第43条 |
| 第4章 漁業の取締り | 第44条－第47条 |
| 第5章 雑則 | 第48条－第54条 |
| 第6章 罰則 | 第55条－第58条 |

※規制内容は旧規則から大幅な変更なし。

知事許可漁業（規則第4条）

- ・農林水産省令及び規則で規定された18種類の漁業を営む場合に、知事許可が必要。ただし、共同漁業権区域内で、行使規則に基づき営む場合は許可不要としている漁業あり。

【船舶ごとに許可】 対人対船許可	【人ごとに許可】 対人許可
<ul style="list-style-type: none">・小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）・小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業）・小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業） ・機船船びき網漁業・<u>かごなわ漁業</u>・小型いかつり漁業	<ul style="list-style-type: none">・小型まき網漁業・敷網漁業・浮敷網漁業・<u>船びき網漁業（無動力船）</u>・底びき網漁業（無動力船）・<u>地びき網漁業</u>・刺網漁業・<u>固定式刺網漁業</u>・<u>小型定置漁業</u>・つけ漁業・<u>いさざ落し網漁業</u>・潜水器漁業

※下線部のある漁業は、共同漁業権に基づき営む場合、許可不要（潜水器は「かき」のみ）。

知事許可漁業（その2）

- ・現在、18種類のうち8種類について、府内漁業12種、入会漁業3種の許可実績あり。

【旧制度では、】

- ・新規や更新の許可申請を随時受け付けて許可発出
- ・操業実績報告は、年1回の報告を行政指導として依頼

府内漁業(12)

- ・機船底びき網漁業
- ・自家用釣餌料びき網漁業
- ・なまこけた網漁業
- ・とりがいけた網漁業
- ・さより2そうびき網漁業
- ・いそうお機船船びき網漁業
- ・いそうおかごなわ漁業
- ・ばいがいかごなわ漁業
- ・小型いかつり漁業

【対人対船許可】

- ・はまち底刺網漁業
- ・ひらめ底刺網漁業
- ・いさざ落し網漁業

【対人許可】

入会漁業(3)

- ・機船底びき網漁業(福井)
- ・小型いか釣り漁業(福井)
- ・小型いか釣り漁業(兵庫)

主な改正内容②（規則第11条）

新規許可について、許可数の上限及び制限措置を事前に公示

※許可過程の透明性、公平性を確保するために、許可の内容や申請期間を事前に公表して、申請を受け付ける仕組みに変更。
ただし、従前の許可と同じ内容で制限措置を定めることとする。

○公示内容

- (1) 漁業種類
- (2) 許可すべき船舶等や漁業者の数の上限
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期
- (5) 漁業を営む者の資格(※)
- (6) 申請期間

(1)～(5)
制限措置

※ 具体的には、

- ・操業区域に漁業権区域が含まれ、漁業権対象魚種(例えば、なまこ、とりがい)を漁獲する場合に「漁業権者の同意を得た者」(なければ漁業権侵害)
- ・操業区域が各地区の地先に限定される場合に「関係地区に住所を有する者」
- ・他県船の入会操業の場合に「業界間の協定に参加する者」

主な改正内容③

許可申請が公示内容の範囲内であり、適格性があれば、知事は許可をしなければならない。

○適格性(以下の項目に該当しない者)

- ・漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- ・暴力団員等
- ・法人であり、役員又は使用人が上記に該当する者
- ・暴力団員等が事業活動を支配する者

 **漁協組合員でないからといって不許可にはできない！**

主な改正内容④

申請が公示した上限数を超える場合、漁業調整委員会の意見を聴いて、許可の基準を定め、それに基づき許可者を決定

※許可の基準として、取扱方針において許可漁業の経験等を考慮した「優先順位」を規定

主な改正内容⑤（規則第14条第1項第1号）

許可期間満了を迎える許可について、適格性を有する者は継続して許可を受けられる（※）

[継続許可の場合]

※対人対船漁業で、同一船舶による申請の場合

許可漁業者

継続申請

審査

継続許可

操業条件、適格性

[新規許可の場合]

新規申請者

※許可上限数から現行許可数を除いた数が申請の対象

申請

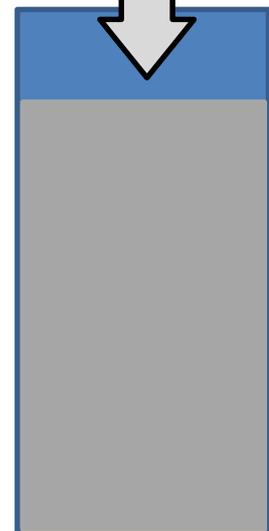
審査

許可

申請内容を審査

※申請数が上限数を超えた場合には、許可の基準により選考

新規許可対象
(5隻)



許可上限数
(100隻)

現行許可数
(95隻)

※新規許可枠を確保するために、操業実績なく、許可を保有し続けることがないよう、休業届の提出や許可証の返納等の適切な運用を行う。

許可期間満了以外の継続等の許可 (規則第14条第1項第2号から第4号)

許可の有効期間中で、次の場合、従前の許可内容と同一の申請内容であれば許可を受けられる。

- ① 許可を受けた者が、許可を受けた船舶を廃止し、他の船舶で許可申請したとき。
- ② 許可を受けた船舶が沈没又は滅失し、沈没等の日から6月以内に他の船舶で許可申請したとき。
- ③ 許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続等(※)以外の事由により当該船舶の使用権を取得して、許可申請したとき。

※相続等：相続又は法人の合併若しくは分割

相続等の場合（規則第17条）

相続人、合併後存続する法人、合併により成立した法人、分割により権利・義務を全部承継した法人が、許可を受けた者の地位を承継。地位を承継した者は承継の日から2か月以内に届出必要。

変更の許可（規則第16条）

許可を受けた者が、許可を受けた漁業の制限措置の内容と異なる内容で漁業を営む場合は、変更の許可が必要。

○制限措置

- (1) 漁業種類
- (2) 許可すべき船舶等や漁業者の数の上限
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期
- (5) 漁業を営む者の資格

※府では、操業区域を細分化し、それに合わせた資格（住所要件）を規定しているため、変更許可に該当する場合はほとんどないと想定。
（同じ漁業種類の制限措置が設定されている地区への引っ越しくらい）

※変更許可を受けずに操業すれば、従前は「許可内容違反」だったが、今後は変更許可を受けずに制限措置と異なる内容で操業したとして、
厳しい罰則がかかるので要注意！

主な改正内容⑥

中長期にわたる安定的な漁業経営に資するため、許可の有効期間を5年とする

※全ての知事許可漁業について、有効期間を3年から5年に変更。
ただし、従前から短期許可にしている漁業種類については、委員会の意見を聴いて、有効期間を設定

○現行の短期許可(1年)の例

- ・ひらめ底刺網
- ・ばいがいかごなわ
- ・(他県入会船)小型いかつり
- ・(他県入会船)小型機船底びき網



・10年以上の試験操業を本許可へ移行
⇒「5年」に変更予定

・毎年船舶の入れ替え有り
・業界間で毎年協議
⇒従前どおり「1年」

※継続許可の対象としない

※なお、内水面における採捕許可の有効期間は従前どおり3年

主な改正内容⑦

全ての知事許可漁業で漁獲成績報告書の提出を義務化

※同報告が漁業法で義務化されたことを受け、規則でも義務化

○報告期日

- ・各月の状況を翌月の末日までに知事あてに報告
- ・けた網といさぎ落とし網は、漁期終了後30日以内に報告

○報告事項

- ・許可を受けた者の氏名
- ・許可番号
- ・報告の対象となる期間
- ・漁業生産の実績（漁獲量など）
- ・操業の状況（漁業の方法、操業日数、操業区域など）
- ・資源管理に関する取組の実施状況
- ・その他必要な事項

※基本的には市場出荷データを使用して電子報告。ただし、自家用釣餌料びき網漁業だけは別途対応。

主な改正内容⑧

禁止期間、体長等の制限などを整理

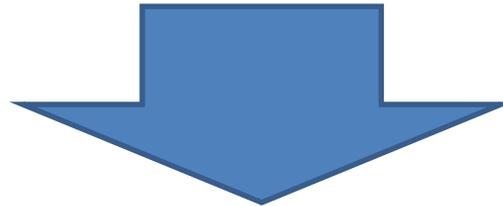
【現行】

京都府漁業調整規則

第35条 禁止期間
第36条 体長等の制限
第41条 河口付近における
採捕の制限

京都府内水面漁業調整規則

第25条 禁止期間
第26条 体長等の制限



すべての制限を第37条で規定
(制限内容は変更なし)

例えば、アワビの禁止期間(9/1～11/30)、殻長(10cm以下禁止)、サザエのへた(直径2cm以下禁止)など

主な改正内容⑨

過料（5万円以下）の新設

※新たな許可制度を適切に運用していくため、今回規定

違反内容

- 相続又は法人の合併若しくは分割の届出違反
- 休業中の漁業への就業の届出違反
- 書き換え時の許可証の写しの返納義務違反（特別採捕許可含む）
- 許可証の譲渡等の禁止違反
- 許可証の書換え交付の申請義務違反
- 許可証の再交付の申請義務違反
- 許可証の返納義務違反（内水面採捕許可含む）
- 許可証未返納理由の届出違反（内水面採捕許可含む）
- 内水面採捕許可の書き換え時の許可証の写しの返納義務違反
- 試験研究等の結果報告義務違反

知事許可漁業制度における 漁業調整委員会

京都府漁業調整規則(抜粋)①

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 操業区域

(4) 漁業時期

(5) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、京都海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、京都海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、京都海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8～9 【略】

京都府漁業調整規則(抜粋)②

(許可の有効期間)

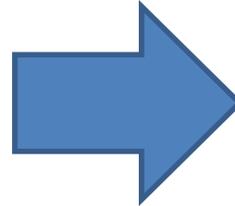
第15条 許可の有効期間は、5年とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、京都海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

第21期漁業調整委員会の諮問・答申に基づき「漁業許可に係る取扱方針(行政手続法第5条による審査基準)」を規定

<主な規定内容>

- ・制限措置
 - ・許可数の上限
 - ・条件
 - ・有効期間
 - ・継続許可の可否
 - ・審査の方法(許可の優先順位など)
 - ・申請書様式
 - ・申請書添付書類
- など

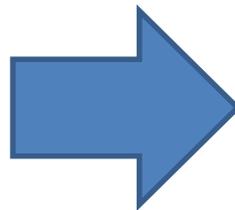


- ・改正調整規則の施行にあわせて公表
- ・近年許可実績のない漁業種類については制限措置、許可数の上限等を定めず、許可の要望を受けて検討する

一方で、新規許可に係る公示(規則第11条)については、

<公示する事項>

- ・制限措置
- ・申請期間



- ・新規許可を受け付けるごとに公示。それにあわせて諮問
- ・将来的には漁業種類単位で許可期間を揃えたい(いわゆる一斉更新)

「漁業許可に係る取扱方針」の規定内容について①

漁業許可者を決める際の優先順位

- ① 対人対船許可漁業の場合
(小型底びき網、自家用釣餌料びき網、けた網、
機船船びき網、かごなわ、小型いかつり)
- ② 対人許可漁業の場合
(上記以外の許可漁業)

①許可の優先順位(対人対船許可漁業)

- 第1位 許可を受けるために申請した漁業(以下、「申請漁業」という。)の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船の代船により申請した場合
- 第2位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合
- 第3位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合
- 第4位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者が申請した場合(以下「申請漁業の経験者」という。)
- 第5位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第6位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
- 第7位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

※ 第2位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

※ 第5位及び第6位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- 第1位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
- 第2位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
- 第3位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
- 第4位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

②許可の優先順位(対人許可漁業)

- 第1位 許可を受けるために申請した漁業(以下、「申請漁業」という。)の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合
 - 第2位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合
 - 第3位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者が申請した場合(以下「申請漁業の経験者」という。)
 - 第4位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第5位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合
- ※ 第2位及び第3位において同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。
- ※ 第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- 第1位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
 - 第2位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
 - 第3位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
 - 第4位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者
- ※ 第6位において同順位である者相互間については、公正な方法でくじを行い、許可をする者を決定する。

「漁業許可に係る取扱方針」の規定内容について②

漁業種類ごとの制限措置等について

府内漁業(12)

- ・機船底びき網漁業(p.24)
- ・自家用釣餌料びき網漁業(p.25)
- ・なまこけた網漁業(p.26)
- ・とりがいけた網漁業(p.27)
- ・さより2そうびき網漁業(p.28)
- ・いそうお機船船びき網漁業(p.29)
- ・いそうおかごなわ漁業(p.30)
- ・ばいがいかごなわ漁業(p.31)
- ・小型いかつり漁業(p.32)

- ・はまち底刺網漁業(p.33)
- ・ひらめ底刺網漁業(p.34)
- ・いさざ落し網漁業(p.35)

入会漁業(3)

- ・機船底びき網漁業(福井)(p.36)
- ・小型いか釣り漁業(福井)(p.37)
- ・小型いか釣り漁業(兵庫)(p.38)

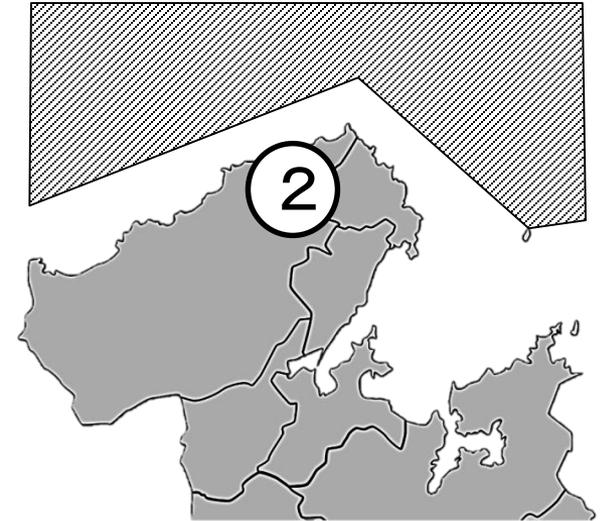
(漁業種類)

「規定の考え方」

制限措置にあたる項目

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可数の上限から、諮問時に有効な許可の数を除いた数を設定(本資料ではR2.1.1現在の有効許可件数を表示)
船舶の総トン数	手繰2・3種は旧海面規則43条のとおり制限を規定 それ以外は「制限なし」
操業区域	現行許可の「操業区域」とおりに規定
漁業時期	現行許可の「操業期間」とおりに規定
漁業を営む者の資格	基本は「京都府に住所を有する者」 漁業権魚種(とりがい、なまこ)を漁獲する漁業は「漁協の同意を得た者」、操業区域が限定される漁業は「関係地区に住所を有する者」入会漁業は「協定に基づく者」を設定
条件	現行許可の「制限又は条件」とおりに規定
申請すべき期間	漁業時期の開始日の2か月前から1か月前までを申請期間とする(=標準処理期間(1か月)と申請期間(規則で「1月を下らない範囲」と規定)を確保した期間)
許可の有効期間	調整規則により原則5年 漁業調整上、一部漁業(入会漁業等)は1年
備考(規則上の制限等)	調整規則で規定する漁具漁法の制限事項を記載
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	対船許可(ばいかご、入会除く)→指定する ばいかご、入会、対人許可→指定しない
許可数の上限	漁業調整、新規参入の観点から、直近5年(H28~R2)の有効許可件数の最大値を規定

地域別許可件数(R2.1.1現在)



許可件数の推移

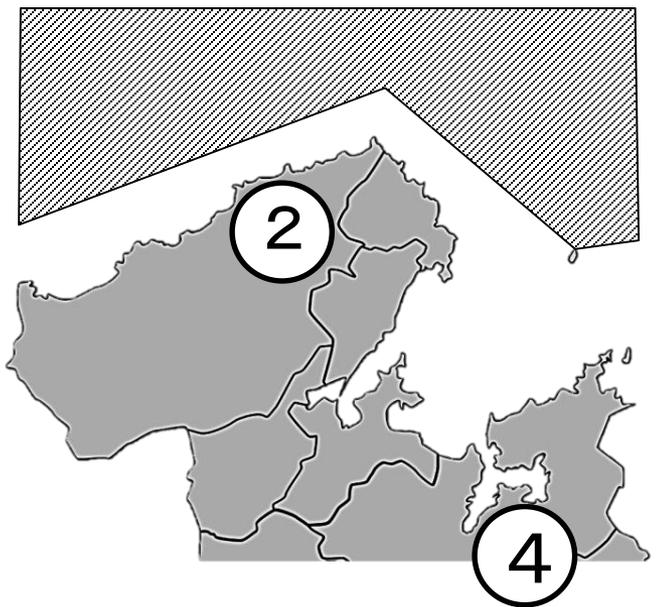
年	件数	年	件数
H23	○	H28	
H24	○	H29	
H25	○	H30	
H26		H31	
H27	最大値	R2	

継続許可の可否

機船底びき網漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数：6件
船舶の総トン数	15トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	各年の9月1日から翌年5月31日まで
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者
条件	兵庫県美方郡余部崎突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市猫崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
申請すべき期間	各年7月1日から7月31日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	(第35条) ・同時に使用する網具の数は1統 ・もじ網以外
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	6件

地域別許可件数(R2.1.1現在)



許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	11	H28	6
H24	9	H29	6
H25	9	H30	6
H26	8	H31	6
H27	8	R2	6

自家用釣餌料びき網漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数： 11件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者
条件(概要)	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)共同漁業権区域内で操業する場合は、漁業権者の同意を得なければならない。 (3)34海区(マダイの里)の操業禁止
申請すべき期間	各年11月1日から11月30日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	(第35条) ・同時に使用する網具の数は1統 ・ひき網1条 ・ビームの長さ5メートル以下、袋網部の網地15センチメートルにつき20節以上
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	16件

地域別許可件数(R2.1.1現在)



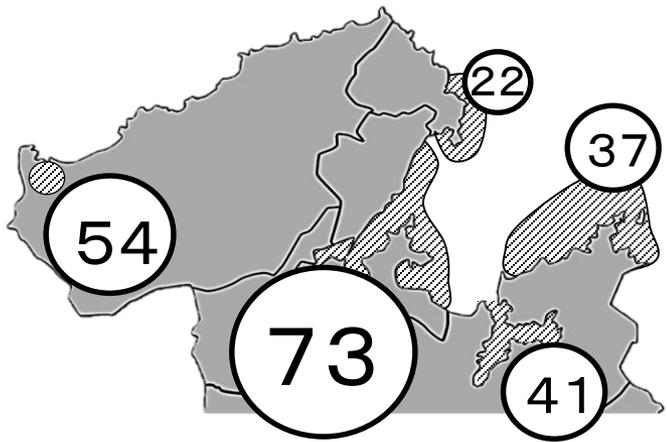
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	25	H28	16
H24	24	H29	13
H25	22	H30	13
H26	15	H31	13
H27	14	R2	11

なまこけた網漁業（操業期間：主に12月～5月）

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数：227件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	許可証に記載の共同漁業権区域
漁業時期	許可証に記載の期間
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者
条件	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)【田井、小橋、三浜地区】同時に使用する網具の数は2統以内 【舞鶴地区】2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
申請すべき期間	各年9月15日から10月15日まで
許可の有効期間	5年
備考（規則上の制限等）	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	247件

地域別許可件数（R2.1.1現在）



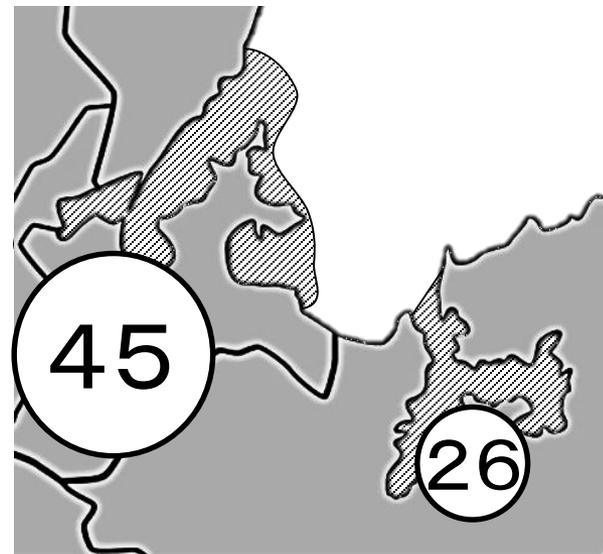
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	264	H28	222
H24	248	H29	236
H25	266	H30	247
H26	280	H31	225
H27	257	R2	227

とりがいかれた網漁業（操業期間：主に7月～10月）

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数：71件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	許可証に記載の共同漁業権区域
漁業時期	許可証に記載の期間
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者
条件	免許漁業の妨害をしてはならない。
申請すべき期間	各年3月15日から4月15日まで
許可の有効期間	5年
備考（規則上の制限等）	（第35条） ・同時に使用する網具の数1統 ・もじ網以外の網 ・ひき網1条
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	100件

地域別許可件数（R2.1.1現在）



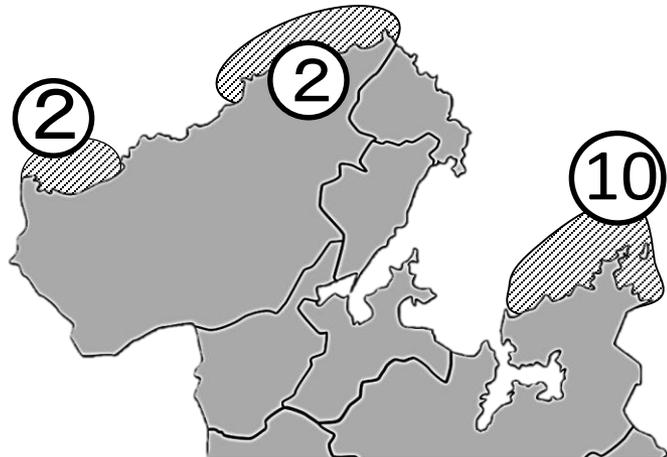
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	96	H28	100
H24	105	H29	90
H25	115	H30	85
H26	112	H31	75
H27	100	R2	71

さより2そうびき網漁業（操業期間：主に3月～6月）

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数：14件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	許可証に記載の共同漁業権区域
漁業時期	許可証に記載の期間
漁業を営む者の資格	操業区域の共同漁業権の関係地区に住所を有する者
条件	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。
申請すべき期間	各年1月1日から1月31日まで
許可の有効期間	5年
備考（規則上の制限等）	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	18件

地域別許可件数（R2.1.1現在）



許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	20	H28	11
H24	24	H29	16
H25	24	H30	16
H26	24	H31	18
H27	16	R2	14

いそとお機船船びき網漁業

地域別許可件数(R2.1.1現在)



※経営体数でカウントしています※

許可件数の推移

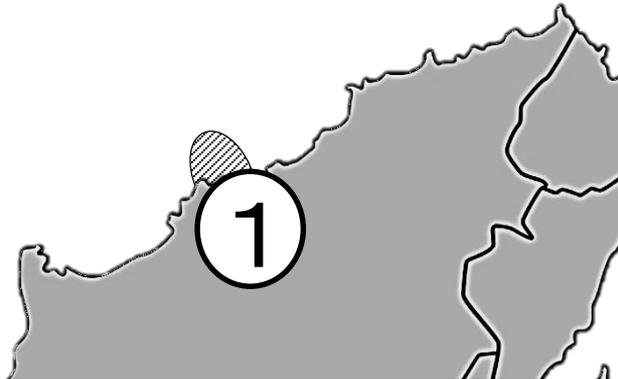
年	件数	年	件数
H23	2	H28	2
H24	2	H29	2
H25	2	H30	2
H26	2	H31	2
H27	2	R2	2

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:5隻(許可数は2件) ※まとめて操業する複数船舶に対し1件の許可を出しているため、許可件数と船舶数が一致しない。
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京共第12号
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京共第12号の関係地区に住所を有する者
条件	免許漁業の妨害をしてはならない。
申請すべき期間	各年5月1日から5月31日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	(第35条) 船舶をいかりで固定して網を引き寄せせる漁法
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	2件

いそうおかごなわ漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数: 1件
船舶の総トン数	制限なし
操業区域	次のア、イ、ウの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 網野町万畳鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 沿岸から2カイリの線 ウ 網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者
条件(概要)	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用するかごの数の制限
申請すべき期間	各年11月1日から11月30日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	(第35条) 船舶をいかりで固定して網を引き寄せる漁法
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	1件

地域別許可件数(R2.1.1現在)

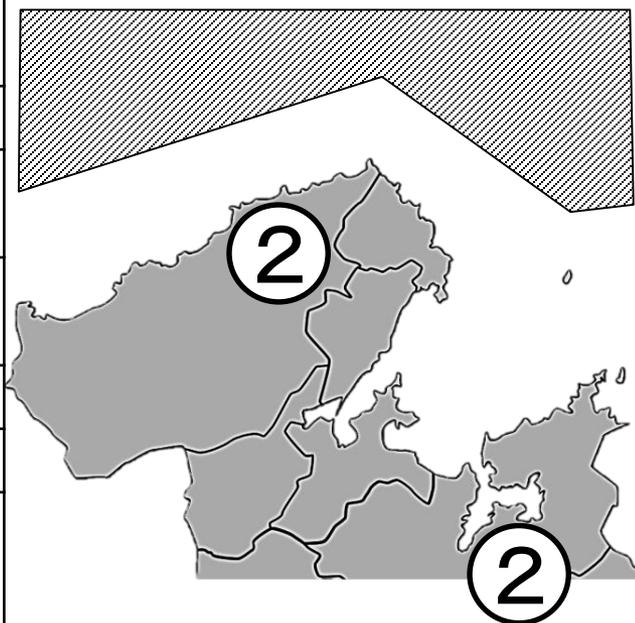


許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	1	H28	1
H24	1	H29	1
H25	1	H30	1
H26	1	H31	1
H27	1	R2	1

ばいがいかごなわ漁業

地域別許可件数(R2.1.1現在)



許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	5	H28	4
H24	5	H29	4
H25	5	H30	4
H26	4	H31	4
H27	4	R2	4

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:0件
船舶の総トン数	制限なし
操業区域	京都府沖合海面(東経135度02分以東の海域) ※舞鶴船
	京都府沖合海面(東経135度12分以西の海域) ※北丹船
漁業時期	6月1日～8月31日
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者
条件(概要版)	(1)ずわいがに及びべにずわいがに採捕禁止 (2)水深200メートル以浅での操業禁止 (3)かごの個数、サイズ制限 (4)漁具は1隻につき2連まで (5)漁具の許可番号等の表示
申請すべき期間	各年4月1日から4月30日まで
許可の有効期間	1年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	4件

小型いかつり漁業

地域別許可件数(R2.1.1現在)

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:2件
船舶の総トン数	制限なし
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者
条件	なし
申請すべき期間	各年3月10日から4月10日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定する
許可数の上限	5件



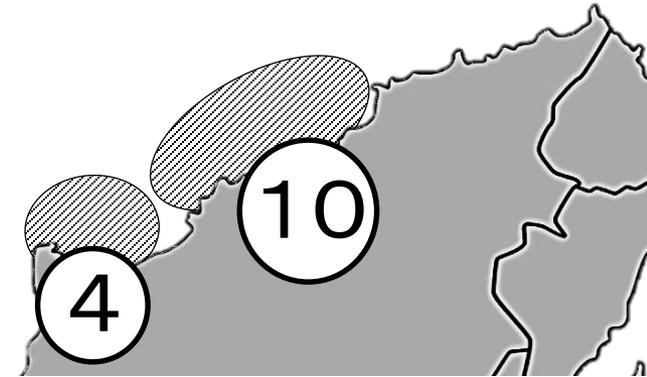
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	8	H28	5
H24	6	H29	4
H25	6	H30	2
H26	6	H31	2
H27	6	R2	2

はまち底刺網漁業

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:14件
操業区域(概要)	網野、浜詰、湊地区沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格(概要)	操業区域の沿海地区に住所を有する者
条件(概要)	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具の制限 (3)操業区域の制限(浜詰地区のみ)
申請すべき期間	別途公表する
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	17件

地域別許可件数(R2.1.1現在)



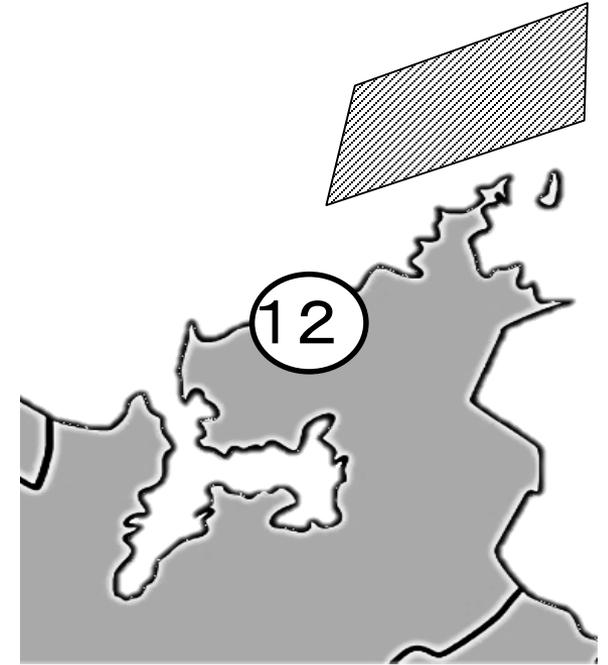
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	17	H28	14
H24	18	H29	16
H25	16	H30	17
H26	16	H31	14
H27	16	R2	14

ひらめ底刺網漁業

地域別許可件数(R2.1.1現在)

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:12件
操業区域(概要)	左図の区域(世界測地系により緯度経度表記)
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	舞鶴市小橋、三浜に住所を有する者
条件(概要)	(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 漁具に許可番号等の表示 (3) 漁具の制限
申請すべき期間	各年9月1日から9月30日まで
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	13件



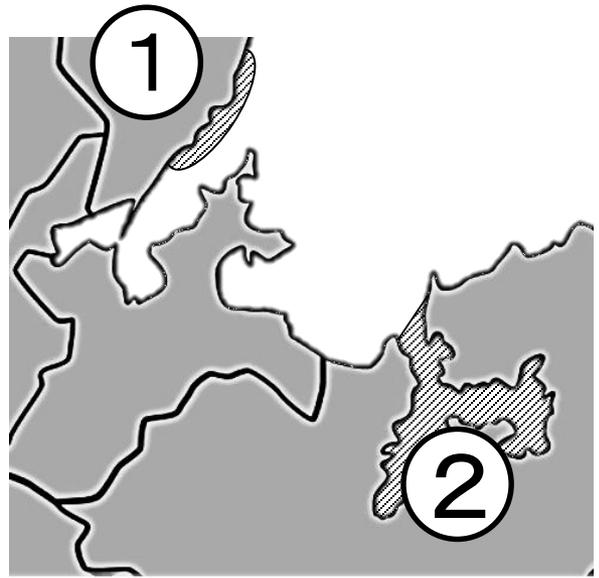
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	12	H28	12
H24	12	H29	13
H25	12	H30	12
H26	12	H31	12
H27	13	R2	12

いさざ落とし網漁業

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:3件
操業区域	許可証に記載の区域
漁業時期	2月10日から4月30日
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者
条件	(1)流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。 (2)使用漁具は2統以内に限る。
申請すべき期間	各年12月10日から翌年1月10日
許可の有効期間	5年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	8件

地域別許可件数(R2.1.1現在)



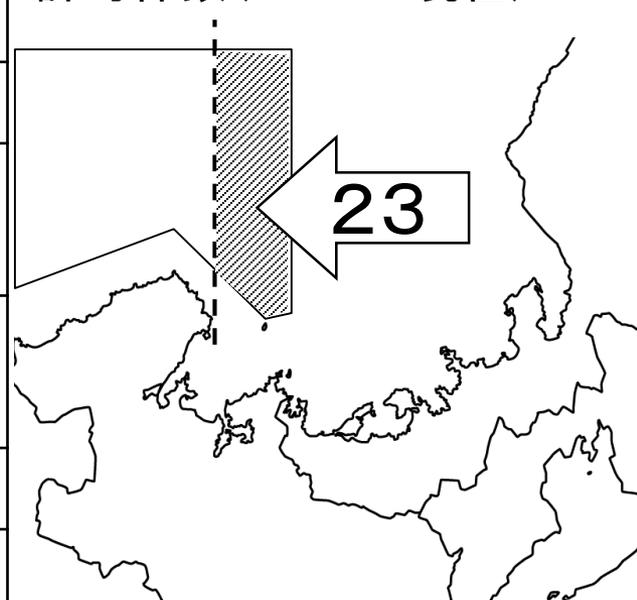
許可件数の推移

年	件数	年	件数
H23	5	H28	5
H24	5	H29	8
H25	5	H30	7
H26	5	H31	7
H27	6	R2	3

【入会許可】機船底びき網漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	0(許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:12件)	0(許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:8件)
船舶の総トン数	10トン未満	10トン以上15トン未満
操業区域	京都府新井崎正北の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	各年の9月1日から翌年5月31日まで	
漁業を営む者の資格	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	
条件(概要)	(1) 操業時間の制限 (2) 船橋への赤色帯の塗布 (3) 操業区域の制限	
申請すべき期間	別途公表する	
許可の有効期間	1年	
備考(規則上の制限等)	(第35条) ・同時に使用する網具の数は1統 ・もじ網以外	
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない	
許可数の上限	14件	9件

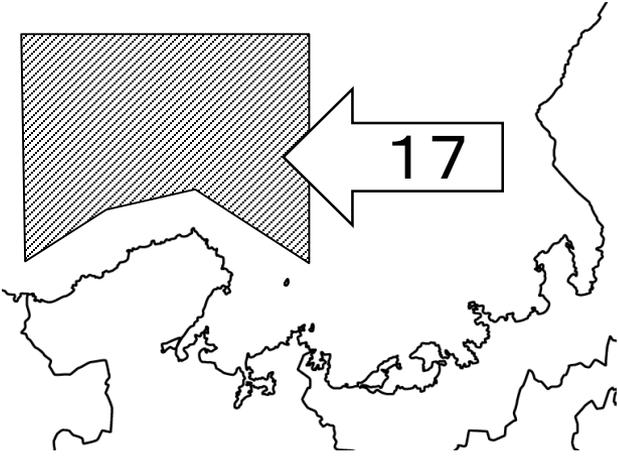
許可件数(R2.1.1現在)



【入会許可(福井県船)】小型いかつり漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:17件
船舶の総トン数	5トン以上15トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	5月10日から10月15日まで
漁業を営む者の資格	福井県小型いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者
条件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 1 沿岸域の操業禁止 2 火光利用制限(委員会指示と同内容) 3 許可番号の表示
申請すべき期間	各年3月10日から4月10日
許可の有効期間	1年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	20件

許可件数(R2.1.1現在)



【入会許可(兵庫県船)】小型いかつり漁業

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	0(許可又は起業の認可を受けている船舶等の数:9件)
船舶の総トン数	5トン以上10トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	5月10日から11月30日まで
漁業を営む者の資格	但馬海区いか釣漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者
条件(概要)	1 沿岸域の操業禁止 2 火光利用制限(委員会指示と同内容) 3 許可番号の表示
申請すべき期間	各年3月10日から4月10日
許可の有効期間	1年
備考(規則上の制限等)	なし
京都府漁業調整規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業	指定しない
許可数の上限	20件

許可件数(R2.1.1現在)

